

平成 29 年 12 月 19 日

受益者 各位

沖縄県那覇市久茂地 3 丁目 10 番 1 号
株式会社 沖縄銀行
取締役 頭取 玉城 義昭
電話番号 (代表) 098-867-2141

指定金銭信託約款変更に関する公告

このたび、弊行では、「指定金銭信託」の約款を平成 29 年 12 月 13 日付沖縄総合事務局長認可に基づき、平成 30 年 1 月 22 日より、次の通り変更いたします。

つきましては、信託約款の変更の内容及び変更について異議のある委託者および受益者は平成 30 年 1 月 19 日までに、弊行総合企画部までお申し出ください。

1. 約款変更の理由

平成 30 年 1 月 1 日施行の「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(以下、休眠預金等活用法という。)に対応するため、約款の変更を行います。

2. 約款変更の内容

下線部は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
第 1 条～第 14 条 省略	第 1 条～第 14 条 省略
第 15 条 (権利の消滅)	第 15 条 (権利の消滅)
(1) 当行が当該信託財産を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(以下「休眠預金等活用法」といいます。)に係る「休眠預金等」として、休眠預金等移管金を預金保険機構に納付したときは、その権利は消滅し、受益者は預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することとなります。	第 9 条および第 12 条において、当行の責に帰さない事由によって信託財産の交付ができない場合で、受益者が信託期間満了日の後 10 年間当行に対してその権利を行使しないときは、その権利は消滅し、当該信託財産は当行に帰属するものとします。
(2) 第 1 項の「休眠預金等」とは、当該信託財産に係る最終異動日等から 10 年を経過したものをいいます。	
(3) 休眠預金等活用法の施行に伴う詳細については、第 15 条の 2 から第 15 条の 4 によります。	
(4) なお、「休眠預金等活用法」に係る「休眠預金等」に該当せず、第 9 条および第 12 条において、当行の責に帰さない事由によって信託財産の交付ができない場合で、受益者が信託期間満了日の後 10 年間当行に対してその権利を行使しないとき	

は、その権利は消滅し、当該信託財産は
当行に帰属するものとします。

第 15 条の 2 休眠預金等活用法に係る異動事由
当行は、この信託財産について、以下の事由
を休眠預金等活用法にもとづく異動事由と
して取り扱います。

- (1) 一部解約（委託者のご同意を得て受益者
からお申し出があり、当行でこれを認め
た場合に限り、）、信託金の追加、
その他の事由により信託財産の額に異動
があったこと（当行からの収益金の分配
に係るものを除きます。）
- (2) 受益者から、この信託財産について次に
掲げる情報の提供の求めがあったこと
（この信託財産が休眠預金等活用法第 3
条第 1 項にもとづく公告（以下「公告」
といいます。）の対象となっている場合
に限り、）

① 公告の対象となる信託財産であるかの
該当性

② 受益者が公告前の休眠預金等活用法に
もとづく通知を受け取る住所

第 15 条の 3 休眠預金等活用法に係る最終異動
日等

- (1) この信託財産について、休眠預金等活用
法における最終異動日とは、次に掲げる
日のうち最も遅い日をいうものとしま
す。

① 第 15 条の 2 に掲げる異動が最後にあっ
た日

② 将来における信託財産に係る債権の行
使が期待される事由として次項で定め
るものについては、信託財産に係る債
権の行使が期待される日として次項に
おいて定める日

③ 当行が受益者に対して休眠預金等活用
法第 3 条第 2 項に定める事項の通知を
発した日。ただし、当該通知が受益者
に到達した場合または当該通知を発し
た日から 1 か月を経過した場合（1 か
月を経過する日または当行があらかじ
め預金保険機構に通知した日のうちい
ずれか遅い日までに通知が受益者の意
思によらないで返送されたときを除

く。)に限ります。

④ この信託財産が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2) 第1項第2号において、将来における信託財産に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、信託財産に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

① 信託期間、計算期間または償還期間の末日

② 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この信託財産について支払が停止されたこと 当該支払停止が解除された日

③ この信託財産について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと 当該手続きが終了した日

第15条の4 休眠預金等代替金の支払に係る申し出の委任

(1) この信託財産について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの信託財産に係る債権は消滅し、受益者は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

(2) 前項の場合、受益者は、当行を通じてこの信託財産に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、受益者は、当行に対して有していた信託財産に係る債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

(3) 受益者は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申し出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。

① この信託財産に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（そ

<p>の例による処分を含みます。)が行われたこと</p> <p>② <u>この信託財産に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと</u></p> <p>(4) <u>当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、受益者に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。</u></p> <p>① <u>当行がこの信託財産に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること</u></p> <p>② <u>前項にもとづく取扱いを行う場合には、受益者が当行に対して有していた信託財産に係る債権を取得する方法によって支払うこと</u></p> <p>第16条～第26条 省略</p>	
---	--

3. 変更の適用予定日
平成30年1月22日

4. 金融庁長官等の認可を受けた年月日
平成29年12月13日

5. 諸手続について

上記の約款変更についてご異議のある委託者または受益者は、平成30年1月19日までに、弊社総合企画部までお申し出ください。その場合、ご異議の申立てをなされた受益者様は、自己に帰属する受益権の買取りを請求することができます。この手続は、通常の解約に準じた取扱いとし、所定の事務手続によるものとします。

以上